

●香川県告示第211号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成28年6月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 解除に係る保安林の所在場所
さぬき市寒川町神前字北野間2789の6・2790の2・2791の8（以上3筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 河川管理施設用地とするため